

国連の障害者の権利に関する条約委員会

第18会期だより Vol. 2

2017年8月31日 石川 准

CRPD第18会期第2週目は、ラトビア、ルクセンブルク、イギリスの政府報告書を審査しました。以下、各政府との建設的対話での質問内容をご紹介します。

ラトビア政府との建設的対話：第9条のアクセシビリティでは、欧州連合が、公共調達分野でアクセシビリティ確保が入札評価の際に加点要素となった「公共調達に関する指令」を発表したことに言及し、ラトビア政府の公共調達もアクセシビリティ確保をしているかどうかを訊ねました。次に、第21条の表現及び意見の自由並びに情報の利用に関して、公共のウェブサイトがEUの「ウェブアクセシビリティ指令」に従ってアクセシブルかどうかを訊ねました。

上記に述べた欧州連合のアクセシビリティに関する指令は欧州連合のウェブサイトから（英語で）入手可能です。

- 公共調達に関する指令：<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32014L0024&from=EN>
- ウェブ・アクセシビリティ指令：<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32016L2102&from=EN>

ルクセンブルク政府との建設的対話：第19条ではパーソナル・アシスタンス制度について質問しました。日本の同行支援や移動支援の制度では、通勤や通学は同行支援や移動支援の範囲外で、このような利用制限がコミュニティでの自立生活をする上で妨げとなっており、「政策の空白」となっていることを例に挙げ、ルクセンブルクのパーソナル・アシスタンス制度には、どのような移動支援がカバーされているのか、このような「政策の空白」が存在するかどうか、その「政策の空白」を埋めるための対策について訊ねました。それに対するルクセンブルク政府の回答は、「パーソナル・アシスタンスサービスの提供には社会教育アプローチを採用しており、個人のニーズを考慮している。障害者の自立生活サービスの提供に関して、過去2年間で500万ユーロが費やされ、既存のサービスを補完する予算が試験的に2019年に追加される。」とのことでした。

イギリスとの建設的対話：欧州連合からの離脱後、障害者施策の実施方法や予算の確保、また、障害当事者や障害者団体との効果的な連携や活発な政策への参画をどう確保していくのかに質問が集中しました。かつて障害者施策でリーダー的存在であったイギリスに、再度リーダーとしての役割を世界的に示して欲しいという声もありました。第8条では、障害者のネガティブなイメージを払拭するための啓発活動、特に、認知症、自閉症、知的障害者、精神障害者、年金や生活保護で生活している障害者への否定的な態度を払拭するための啓発について情報提供を求めました。第9条では、公共、民間のウェブサイトのアクセ

シビリティ、電子書籍のアクセシビリティ等デジタルアクセシビリティを推進する施策について質問しました。また、第21条では、EUが発表したICT製品およびサービス、公共調達に関するアクセシビリティ規格（EN301549）は、アメリカのリハビリテーション法第508条企画とほぼ整合性が取られていることを確認しつつ、EU離脱後は、イギリスが引き続きEUのアクセシビリティ基準を用いるのかどうかを質問しました。30条については、イギリスに多くのユネスコ世界遺産があることに言及して、自然遺産、文化遺産を守ることは大切であるが、一切手を加えてはいけなとかたくなに考えるのではなく、そのような自然、文化遺産のアクセシビリティを高めることも重要だと述べてイギリスの取り組みについて情報共有を求めました。なお、イギリスのユネスコ自然遺産の中には、南大西洋のトリストラン・ダクーニャ諸島にある、誰も寄せ付けない島という名前の島“Inaccessible Island”も含まれています。しかしアクセシブルでないのはなにも遙か南大西洋に浮かぶこの島だけではありません。

イギリス政府からの回答：啓発活動については、障害への理解が深まるように十分な予算が配分されている。例えば、雇用者の障害者に対するイメージを挙げるプログラムを実施



している（Disability Confident Scheme）。ICT及びデジタルアクセシビリティについては、イギリスは、W3Cのウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0 AAのような国際的なウェブアクセシビリティ基準を採用している。EUの公共調達に関するアクセシビリティ規格をイギリスの規則として置き換える予定であるという回答でした。ユネスコ遺産については、委員の考えに留意すると述べました。

写真：イギリスとの建設的対話の様子

上記に述べた欧州規格などの情報は以下のウェブサイトから（英語で）入手可能です。

- 欧州規格 EN301 549 : http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/it/EN301-549_1402_intro.html
- Accessibility requirements suitable for public procurement of ICT products and services in Europe : https://ec.europa.eu/eip/ageing/standards/ict-and-communication/accessibility-and-design-all/en-3015492015_en
- Disability Confidence Schemeについて : <https://disabilityconfident.campaign.gov.uk/>

以上、第2回目のお便りでした。